

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画とは

1 計画の目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のしくみは、私たちに物質的な豊かさをもたらしてきた一方で、大量の廃棄物を生み出し、街の美化や生態系といった環境に大きな負荷を与えるとともに、石油等の天然資源の枯渇の懸念、オゾン層の破壊、さらには地球温暖化など地球規模の諸問題を引き起こしています。それを受け、平成 27 年（2015 年）には持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、食品ロスやマイクロプラスチックによる海洋汚染などの問題解決に向けた目標が設定されました。

また、同年、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとしてパリ協定が合意され、全ての国々が削減目標を掲げ、長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すこととなりました。

このような状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制とその循環的利用を図るシステム、すなわち、環境と共生した「持続可能な循環型社会」の構築が喫緊の課題となっています。

国では、*循環型社会の構築に向けて容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電などに関するリサイクル法により資源循環への取組を進めています。また、廃棄物を処理する過程で生まれるエネルギーを発電に利用するなど、エネルギーの自給自足に向けた取組も進められています。さらに、パリ協定を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の実現に向けた、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。また、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環戦略が策定されるなど、食品ロスやプラスチックごみ削減への取組も展開されています。

一方、本市では、地球全体の環境や自然を守るために足元から着実な努力をしようと、平成 7 年（1995 年）を「環境元年」と定め、種々の施策を推進してきました。中でも、廃棄物問題については、増え続けるごみに対処するため、平成 9 年度（1997 年度）に、ごみの分別区分を 3 分別から 9 分別 15 品目（現在は 18 品目）に変更するとともに、指定ごみ袋制度を導入するなど、ごみの分別改革を実施し、全国でも高い水準の資源化率を達成し、「燃せるごみ」の大幅な削減を図ることができました。

その後、「燃せるごみ」の排出量は、平成 13 年度（2001 年度）をピークに減少しており、前計画で目標としていた「燃せるごみ」の年間排出量 50,167 トンの達成に向け、基準年度である平成 24 年度（2012 年度）以降も順調に減少していましたが、平成 30 年度（2018 年度）は減少量が鈍化した状況であります。また、燃せるごみの組成内容においては、いまだ減量化、資源化が可能な状況であります。

ごみの減量は、発生抑制、排出抑制への意識と実践が重要であり、また、「燃せるごみ」の中に含まれる資源物の分別を徹底して進め、焼却や埋立処理量を減らす*循環型社会を構築するための取組が求められています。しかし、*循環型社会は、排出者である市民、事業者、行政の協働なくしては達成できません。

今後なお一層の市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに*循環型社会の構築を目指して、人口減少、少子・高齢化やライフスタイル（生活の様式）の多様化などの社会経済情勢の変化を踏まえた新しい「一般廃棄物処理基本計画」を、更なるごみの減量化、資源化を目的に策定します。

*印の用語は巻末の用語解説で説明しています。

2 計画の位置づけ

(1) 関連計画との位置づけ

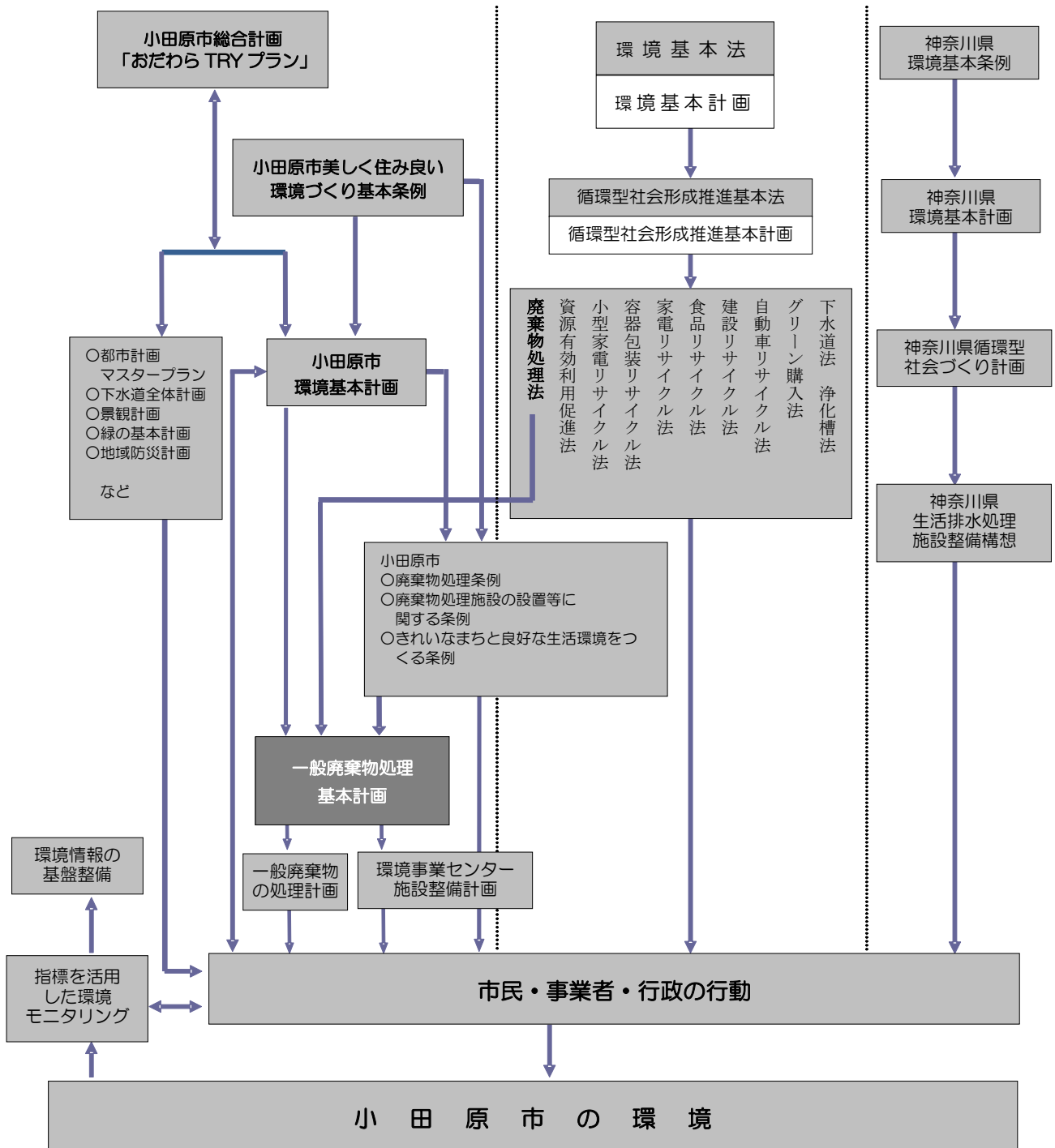
本計画は、一般廃棄物処理に係る最上位計画であり、ごみの発生・排出抑制、資源化などを定めるごみ処理計画と、各家庭から排出される生活雑排水や、し尿などの処理、処分などを定める生活排水処理計画で構成されます。

また、本計画は、総合計画「おだわら TRY プラン」及び環境基本計画で示す「望ましい環境像」を目指すための一般廃棄物分野における計画とし、「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（以下「廃棄物処理条例」という。）の趣旨に則った計画とします。

(2) 法的な位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画に位置づけられ、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項、分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項などを定めています。

小田原市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



※各法律名称

- 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(「資源有効利用促進法」という。)
- 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(「小型家電リサイクル法」という。)
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(「容器包装リサイクル法」という。)
- 「特定家庭用機器再商品化法」(「家電リサイクル法」という。)
- 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(「食品リサイクル法」という。)
- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(「建設リサイクル法」という。)
- 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(「自動車リサイクル法」という。)
- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(「グリーン購入法」という。)

3 計画の期間

本計画は、地域の一般廃棄物処理施策の大枠を定める長期的な計画ですが、着実な計画の進展を図るために、具体的な計画期間については、令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間とします。また、令和 6 年度（2024 年度）を中間目標年度に設定して、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。